

○春日井市地域包括支援センター運営等協議会規則

平成27年3月20日

規則第18号

改正 平成28年1月29日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、春日井市附属機関設置条例（平成27年春日井市条例第2号）第4条の規定に基づき、春日井市地域包括支援センター運営等協議会（以下「運営等協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 運営等協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域における保健、医療又は福祉に携わる者
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第9条各号に規定する介護保険の被保険者
- (4) 介護サービス及び介護予防サービス事業者
- (5) 地域における権利擁護及び相談事業を担う関係者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 運営等協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 運営等協議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 運営等協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 運営等協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務局)

第6条 運営等協議会の事務は、健康福祉部地域福祉課において処理する。

(平28規則5・一部改正)

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が運営等協議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に委員に委嘱されている者は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)に第2条の規定により委員に委嘱された者とみなす。この場合において、当該委嘱された者とみなされる委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、施行日における委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則(平成28年規則第5号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。